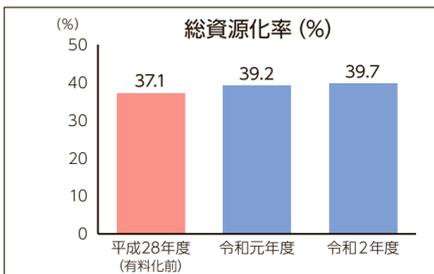
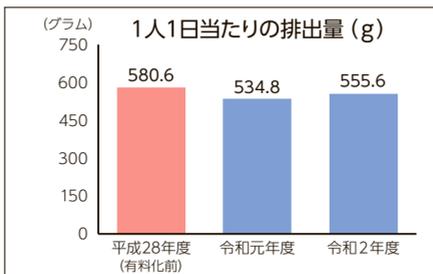
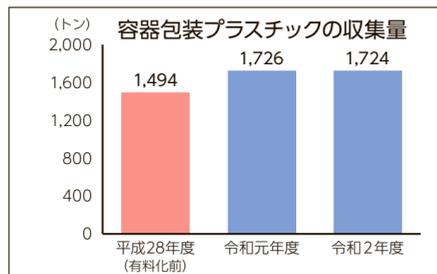
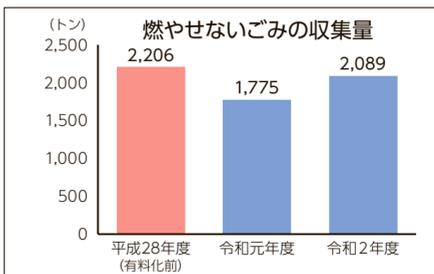
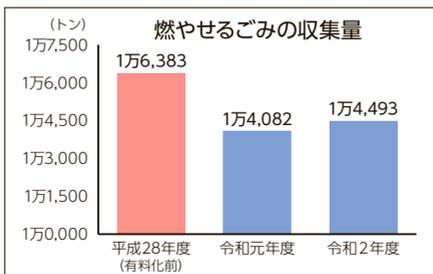
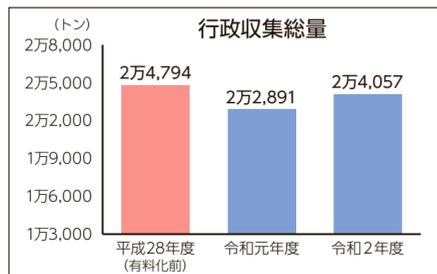


家庭ごみの収集状況などについてお知らせします

市では、平成29年7月に家庭ごみの戸別収集（小型廃家電類を除く）を開始し、同年10月に燃やせるごみ、燃やせないごみ、容器包装プラスチックの3品目について、家庭ごみ処理の有料化を開始しました。
有料化の開始から4年が経過した現時点において、家庭ごみの排出状況、ごみと資源物の処理や再資源化に係る経費など、多くの問い合わせをいただいている内容や、市からのお知らせなどについてお知らせします。
詳しくはごみ対策課 ☎473・2117へ。

ごみと資源物の収集量の比較



行政収集総量(※)は、有料化実施後、大幅に減少しましたが、令和2年度は前年度比で約5%増加しています。燃やせるごみと燃やせないごみの収集量も同様の推移となっており、令和2年度は燃やせるごみが前年度比で約3%増加、燃やせないごみが前年度比で約18%増加しました。断定はできませんが、コロナ禍による外出自粛で、自宅で過ごす時間が増えたことによる家庭ごみの増加が要因ではないかと考えられます。

びん・缶・古紙などの資源物収集量は、有料化実施前から年々増加しています。分別排出に対する市民の皆さんのご理解とご協力の成果であると考えられますが、令和2年度の容器包装プラスチック収集量は前年度比でわずかに減少しました。断定はできませんが、令和2年7月のレジ袋有料化開始により、レジ袋の消費量が減少するなどの社会・経済情勢の動向が影響していると考えられます。

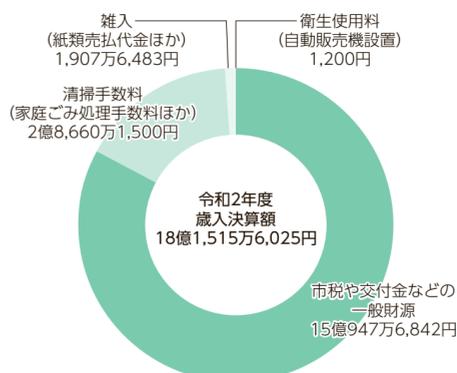
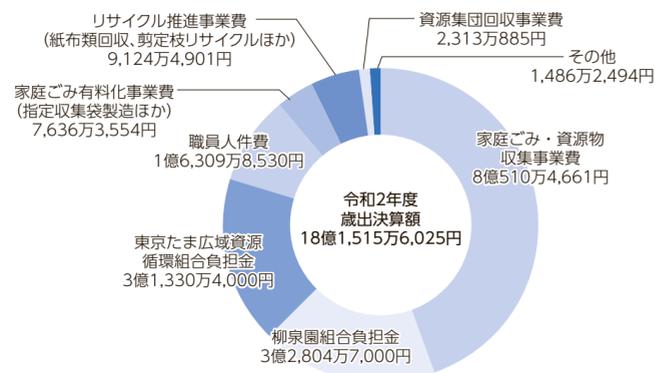
今後についても、引き続き、推移を見ていく必要があります。

※行政収集総量とは、市で収集したごみと資源物の合計量であり、集団回収や中間処理場への持ち込みのごみは含みません。

市では、一般廃棄物処理基本計画において、令和3年度末までに「1人1日当たりの排出量」を「505g」とすることを目標にしています。この「1人1日当たりの排出量」が小さいほど、市民の皆さんのごみ減量へのご理解とご協力による排出抑制の成果の表れとしてみることができます。なお「1人1日当たりの排出量」は、次の計算式により算出しています。

$$\text{行政収集総量} \div (\text{人口} \times 365日) \\ \text{※人口は、各年10月1日時点を使用}$$

令和2年度のごみ処理経費



令和2年度のごみ処理に係る経費(清掃費)の歳入・歳出決算総額は、それぞれ18億1,515万6,025円となりました。前年度比で約9,383万円減少していますが、歳出総額のうち14億4,645万5,661円(約80%)が、排出されるごみの処理に必要な不可欠な家庭ごみ・資源物収集事業費や、柳泉園組合負担金および東京たま広域資源循環組合負担金で占められている状況です。

歳入は、家庭ごみ処理手数料を含む清掃手数料の2億8,660万1,500円や、紙類・金属類などの資源物売却代金など、計1億9,076万6,483円を特定財源としてごみ処理に係る歳出の一部に充当しているものの、大部分である15億9,476万8,422円(約83%)は市税や交付金などの一般財源となっています。

ごみ行政に関するお知らせ

※ごみ対策課の所在地は、八幡町2-10-10です。
※二次元コードはすべて、市ホームページの該当事業のページです。
詳細は市ホームページをご覧ください。

◆ボランティア袋の配布について

市では、個人や自治会などの各種団体がボランティア活動として道路や公園などの公共施設を清掃した際にご利用いただける「ボランティア袋(5ℓと40ℓの2種類)」を配布しています。
申し込みは、ごみ対策課のほか、公園を清掃する場合は環境政策課(市役所5階)、公道を清掃する場合は管理課(同5階)で申請することができます。



▲ボランティア袋(40ℓ)

◆資源集団回収をはじめませんか

市では、紙類・布類・アルミ缶を回収している市民団体に対して、それぞれ1kgあたり9円の資源集団回収報奨金を交付しています。
再資源化の推進だけでなく、地域のつながりを強めることもでき、報奨金を受け取ることができる制度ですので、ぜひご活用ください。
※報奨金の申請は、毎年2月と8月の2回受け付けます。



◆びん・缶・PETボトルの排出方法について～戸建て住宅にお住まいの方～

3年11月1日より、びん・缶・PETボトルを排出する際に、かごなどの任意の容器に入れて排出することができるようになりました。かごなどの容器は中身の見えやすいものをご用意ください。これまで通り、透明または半透明の袋に入れて排出することも可能です。



▲排出の例(ビン・PETボトル)



◆生ごみ減量化処理機器購入費助成金について

市では、ごみ減量対策の一環として、生ごみの減量を促進するため、生ごみの自家処理を前提とした減量化処理機器の購入に対して、助成金を交付する制度を設けています。
【助成対象】市内在住で、生ごみ減量化処理機器を購入し、市内に設置する方
※機器の処理能力により、助成額が異なります。
申し込みは土曜・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)に、必要書類などを持参の上、ごみ対策課または環境政策課(市役所5階)へ。



◆ご自宅で使用した注射針(在宅医療廃棄物)について

収集作業時の針刺し事故が発生しています。インスリン自己注射などの在宅医療に係る使用済み注射針は、処方を受けた医療機関(病院・診療所)または薬局に返却してください。
東久留米市薬剤師会では、在宅医療に伴う使用済み注射針の回収事業を行っています。
なお、輸液パックなどについては、衛生処理の観点から燃やせるごみにお出しく下さい。



◆ご家庭での食品ロスの削減にご協力ください

食品ロス(まだ食べることができるのに捨てられてしまう食品)の約半数は家庭から発生しています。皆さまのご家庭でも「もったいない」について考えるとともに、食品ロスの削減にご協力をお願いします。



◆ごみ集積所跡地の売却について

家庭ごみの全品目戸別収集(小型廃家電類を除く)に伴い、使用しなくなったごみ集積所の跡地について、跡地に隣接する土地を所有している方を対象に売却しています。
手続きの詳細はごみ対策課へお問い合わせください。
【売却対象者】購入を希望する跡地に隣接する土地を所有する方
【売却除外地】次の①または②に該当する跡地は、売却しません。
①ごみ収集に伴う一時積み替え保管場所や公共用地としての活用をする跡地
②マンホールなどが存在する跡地
【売却価格】固定資産税路線価を基礎として、狭小性に応じた減価率を乗じた上で、工作物の撤去費用を差し引いて算出します
【引渡形態】現状有姿での引き渡しとなります
【案内書について】土曜・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)に、ごみ対策課で配布しているほか、市ホームページからも取得できます



◆高齢者等世帯に対するごみ出しサポート事業試行実施について

現在、高齢者等世帯に対するごみ出しサポート事業を試行実施しています。利用者は事前にご用意いただいたごみ収集容器(ポリバケツなど)に、決められた収集曜日や時間にかかわらず、ごみや資源物を出すことができます。

【対象者】身近な方などの協力を得てもなお、市が定めた収集・回収曜日および排出時間までに家庭廃棄物の排出が困難で、次のいずれかに掲げる方のみで構成されている世帯

- ▼介護保険法に基づき要介護状態区分が要介護4または要介護5の認定を受けた方
- ▼身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳1級または2級の認定を受けた方
- ▼精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき精神障害者保健福祉手帳1級の認定を受けた方
- ▼東京都愛の手帳交付要綱に基づき愛の手帳の交付を受け、障害の程度が1度または2度の方

【申請受付】随時受け付け中(土曜・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く))

申し込みは、利用申請書に必要事項をご記入の上、対象条件に該当することがわかる書類(世帯全員分)を添えてごみ対策課に申請してください。利用申請書はごみ対策課で配布しているほか、市ホームページからも取得できます。



◆ごみについて学ぼう

限りある資源を有効に活用し、持続的に発展が可能な循環型社会を形成するために、ごみ減量への取り組みが求められています。市ホームページ内で、ごみについて学ぶことができます。東京都や環境省のホームページのリンク先を紹介しています。ぜひご覧いただき、ごみについて学びましょう。



◆使用済みマスクやティッシュの捨て方

- 1 ごみに直接触れない**
ごみ箱にあらかじめ袋を被せ、マスクやティッシュなどですっきりになる前に早めに袋を縛って封をしましょう。
- 2 ごみ袋はしっかり縛って封をする**
マスクなどのごみに直接触れることがないようにしっかりと縛り、万が一ごみ袋の中に入ったマスクなどがごみ袋の外側に触れた場合は、二重にごみ袋に入れてください。
- 3 燃やせるごみとして分別する**
マスク(不織布のマスク、布マスクなど)やティッシュは、燃やせるごみとして市の指定収集袋に入れて出してください。容器包装プラスチックや紙類・布類として出さないでください。
- 4 ごみを捨てた後は手を洗う**
せっけんを使って、流水で手をよく洗いましょう。



※ごみ箱に被せる袋は、透明または半透明のビニール袋であれば構いません。市の指定収集袋(燃やせるごみ用)に、ごみをまとめてからお出しく下さい。